

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	－	－	－
								決算額（百万円）	60,533	43,784	－	－	－
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	－	－	－
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	－	－	－
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	－	－	－
								従事人員数（人）	245	189	－	－	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。 このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> ・3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施	<主要な業務実績> 復興支援体制については、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業の終盤を迎え、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、完成時期の遵守と施工品質の確保を両立させながら、事業を着実に実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を本格化させる中で、福島県の原子力災害被災地域の復興を支援する体制を強化した。（ソフト支援を推進する専門課の設置等 令和元年度末58名⇒令和2年度末68名） 津波被災地域における復興市街地整備事業においては、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、事業の着実な推進を図るとともに、事業完了に伴い体制を見直した（岩手震災復興支援本部と宮城震災復興支援本部の統合、復興支援事務所を3か所閉所）。 災害公営住宅整備事業においては、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅の建設工事が完了し、引渡しを行った。（現地復興支援体制：令和元年度末：243名⇒令和2年度末：186名）	I-3 <評定と根拠> I-3-(1)(2) 評定：A <評価の概要> 東日本大震災の復興支援業務については、令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業の総仕上げを行う一方、令和3年度以降の「第2期復興・創生期間」に向け必要な支援を行うことで、引き続き機構の最優先業務に位置付け実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、一部地域において立入り規制が続く困難な状況の中、ハード面だけでなく、ソフト支援の更なる推進を図るため、専門課を設置する等、町のニーズに応じてハード・ソフト両面から幅広く復興まちづくりを支援した。 復興市街地整備事業では、復興市街地整備事業の全ての宅地等の引渡しが完了し、災害公営住宅についても全ての引渡しが完了した。また、整備完了後も賑わい再生や土地利用促進に向けたソフト支援を行った。これらの支援により、各被災市町の復興計画のスケジュールに沿って受託した各事業を円滑かつ迅速に進めるとともに、復興の着実な推進に寄与した。 このように、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施し、令和2年度における目標を達成したことは評価できる。	
	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	<評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。	津波被災地域における復興市街地整備事業においては、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、事業の着実な推進を図るとともに、事業完了に伴い体制を見直した（岩手震災復興支援本部と宮城震災復興支援本部の統合、復興支援事務所を3か所閉所）。 災害公営住宅整備事業においては、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅の建設工事が完了し、引渡しを行った。（現地復興支援体制：令和元年度末：243名⇒令和2年度末：186名）	復興市街地整備事業では、復興市街地整備事業の全ての宅地等の引渡しが完了し、災害公営住宅についても全ての引渡しが完了した。また、整備完了後も賑わい再生や土地利用促進に向けたソフト支援を行った。これらの支援により、各被災市町の復興計画のスケジュールに沿って受託した各事業を円滑かつ迅速に進めるとともに、復興の着実な推進に寄与した。 このように、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施し、令和2年度における目標を達成したことは評価できる。	
	(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。	(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。		① 福島県の原子力災害被災地域における支援		

				<p>【大熊町】</p> <p>平成 29 年度に町から受託した大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業においては、工事を着実に進めた結果、令和 2 年 9 月までに地区内の道路用地、交流施設用地等（約 8 ha・累計 18ha）について町への引渡しを実施し、全ての土地の引渡しが完了した。</p> <p>なお、同地区においては、令和元年度、避難指示解除となっており、令和元年 6 月の災害公営住宅（第 1 期）への入居に続き、令和 2 年 5 月に災害公営住宅（第 2 期、機構が基本計画策定を支援）等の入居が始まっている。</p> <p>一方、地区におけるソフト面の支援として、地区内の公的施設（商業施設、交流・宿泊・温浴施設、診療所）の整備に係る発注者支援についてもハード整備と一体的に推進した。その結果、診療所は福祉施設の一部改築による整備を進め、令和 3 年 2 月に開業を迎え、商業施設は令和 2 年 5 月に着工、令和 3 年 2 月に竣工し同年 4 月に開業。さらに交流・宿泊・温浴施設については、令和 2 年 10 月に着工しており、このように町の掲げる「帰町を選択できる環境づくり」に向けた各施設の整備が着実に進んでいる。</p> <p>さらに、平成 30 年度から計画策定支援を行う特定復興再生拠点区域内における新たな拠点整備事業である JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業について、事業化に向けた支援を着実に進めた結果、令和 2 年 6 月に都市計画決定、同年 7 月に事業認可を受け、8 月に町から事業受託した。受託後は、用地建物</p>	<p><具体的な事例・評価></p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>福島原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した 5 地区の復興拠点整備事業を着実に推進した。また、発注者支援や地域再生の支援などハード・ソフト両面から支援を実施した。これらにより、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p> <p>原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施に当たってより困難な側面がある中、避難者が帰町できる環境づくりや関係人口の創出等に向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進め、被災地の早期の復興に貢献した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、22 地区 1,314ha の面整備を機構が実施した。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施し、また、各地区内における複数の関連事業との工程調整なども円滑に実施した。</p> <p>事業史作成に当たっては、女川町長から「支援という以上に本町行政のパートナーとして一体となって全面的に活動いただいたのが UR である」（抜粋）とのコメントを受</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>補償に係る調査算定支援、実施設計や関係機関との協議等を推進した。</p> <p>また、令和2年8月より大熊町の重点施策「働く場の確保」のため、大熊西工業団地整備事業の基本設計の発注者支援を行い、事業化に向けた支援を進め、令和3年3月に復興整備計画に位置付けられた。</p> <p>平成31年4月及び令和2年3月に町内の一部区域の避難指示が解除されたが、町の掲げる「帰町を選べる環境づくり」を実現していくため、ソフト面の支援の一つとして大熊町の地域再生支援を進めた。町の福祉施策である「福祉の里構想」については、町外に避難する町民の生活スタイルにあった働き方の提供に向けて、企業へのヒアリングや就業希望アンケート等の就労支援スキームの検討を実施し、町によるマッチング事業がスタートした。また、町民の移動手段に関する新たな交通システム導入に向けて、担い手の掘り起こしや具現化シナリオの検討を行い、令和2年12月から共助型移動支援サービスの実証実験を実施した。</p> <p>【双葉町】</p> <p>平成29年度に町から受託した中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、用地取得に合意を得られない方々の土地及び福島沖地震に伴い補修が必要となった宅地を除いて、工事を着実に進め、令和2年度中に11ha（累計34ha）について町への引渡しを完了した。地区内の企業等の立地については累計16件、20社、17ha（特定業務施設全体の49%）の立地が決定し、うち5件については操業を開始するなど、事業が着実に進捗してい</p>	<p>け、令和2年度受託業務が完了した南三陸町からは機構に対して「当町に対し物心両面にわたり言葉に尽くせぬ多大なご支援を賜りました」（南三陸町感謝状より抜粋）との感謝状をいただく等、各首長から機構への評価と感謝の言葉を頂戴している。</p> <p>また、陸前高田市高田地区、今泉地区でも、厳しい工程の中、宅地整備について品質を確保しつつ円滑かつ迅速に整備を行い、地区内の宅地引渡しを完了させるなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施した。</p> <p>なお、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和2年度においては、全建賞（山田町山田・織笠地区におけるUR都市機構への包括的な委託による早期復興の実現）、2020年グッドデザイン賞（御社地公園）といった賞を受賞している。</p> <p>一方、ソフト支援として、気仙沼市鹿折地区や南気仙沼地区における「事業者エントリー制度」では現在までにエントリー登録者130者中48者が成約に至り、これらの施策により、住民の生活利便性向上に寄与する商業施設等の立地が各地区で進み、住まいとまちの復興が目に見える形で進捗している。この気仙沼市での施策は、復興庁が令和元年に作成し、令和2年に改定した「被災市街地における土地活用の促進に係るガイドブック」の中で継続して紹介され続けている等、他市町の土地利活用促進の施策において先進事例として活用されている。</p> <p>あわせて、被災地の土地利活用促進支援についても、宅地販売で得た</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>る。</p> <p>また、ソフト面の支援として、平成 30 年度より町から委託を受け発注者支援を行っている産業交流センターについては、令和 2 年 6 月に竣工し、同年 10 月に開業した。</p> <p>帰還困難区域内の一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業である双葉駅西側地区は、先行する第一地区について平成 30 年度に町から受託して工事を進めているが、第二地区についても事業化に向けた支援を進め、令和 2 年 11 月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業が認可された。また、ソフト面の支援として、特定復興再生拠点区域内の既成市街地内にある既存建築物について、利活用に向けた計画づくりや関係者との協議を支援した。</p> <p>加えて、担い手を見据えた土地利用の検討のため、町と連携して、双葉駅周辺などを対象とした花植え活動や、双葉駅東口の既存建築物での活動拠点形成に向けた事業スキーム検討を行った。</p> <p>【浪江町】</p> <p>平成 29 年度に町から受託した棚塩地区産業団地整備事業については、令和 2 年 2 月までに全ての土地の町への引渡し完了し、さらに登記手続き等行い、令和 2 年 9 月に事業受託を完了した。</p> <p>また、令和元年度から基盤整備事業の発注者支援業務を受託した、南産業団地整備事業については、令和 2 年 2 月に工事着手したのち、工事に係る監督や関係事業者間調整等を着実に進め、令和 3 年 3 月に浪江町から進出企業へ約 6 ha の宅地が引渡された。</p> <p>さらに、中心市街地における浪江</p>	<p>ノウハウを活かし、陸前高田市が開催する土地利用促進会議に委員として出席し、情報発信方策等に関する提言を行ったほか、中心市街地の魅力を発信するためにデジタルサイネージのコンテンツを市と共同で作成し、新聞記事（令和 3 年 2 月 3 日東海新報等）にも取り上げられた。</p> <p>また、東日本大震災の発災から 10 年の節目を迎えることを機に情報発信を強化した結果、15 を超える取材、雑誌寄稿等の依頼を受けるなどし、各種メディアを通じて震災の記憶の風化防止に寄与した。加えて、国土交通省が設置した「東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会」のとりまとめ資料において、市街地復興事業が 10 年間で概成に至ったことについて、機構含む関係者の成果として評価を受けた。</p> <p>③ 災害公営住宅整備</p> <p>災害公営住宅整備事業については、全ての災害公営住宅（86 地区 5,932 戸）の引渡しを完了させ、居住予定者のコミュニティ形成にも力を注いだ。</p> <p>④ CM方式の活用等</p> <p>CM方式の活用により、標準工期に比べて平均約 40%の工期短縮が図られているという試算結果のとおり、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。その結果、令和 2 年度にすべての宅地引渡しが完了し、被災地の早期再建に大きく寄与した。このCM方式の水平展開に向けて、具体のプロジェクトが始まるとともに、学会等と</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>駅周辺の拠点形成に向けた一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業化検討調査を受託し、交流機能、商業機能、居住機能、公共空間のあり方などについて、町・復興庁等と協議を進めて、事業化に向けた計画づくりを支援した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行った。</p> <p>策定された事業計画等を踏まえ、12 自治体から委託を受けて 22 地区 1,314ha で事業を実施し、令和 2 年度中に 2 地区 78ha の引渡しを行い、すべての土地の整備、引渡しが完了した。</p> <p>令和 2 年度においては、気仙沼市南気仙沼地区、南三陸町志津川地区、女川町中心部地区では、工事の最終局面まで関連事業等との調整を行いながら予定どおり工事を完了させ、換地計画や事業計画上の手続といった複雑な行程を並行して効率良く進めることにより、各被災市町の策定した復興計画のスケジュールに沿って着実に事業完了させた。</p> <p>あわせて、復興事業で整備した中心市街地の魅力の効果的な発信方策については、気仙沼市鹿折地区や南気仙沼地区における「事業者エントリー制度」による商業施設等の立地促進や、陸前高田市が開催する土地利用促進会議に委員として出席し、情報発信方策等に関する提言を行うなど、賑わい再生や土地利用促進に向けたソフト支援も行った。</p>	<p>の連携により情報発信や更なる水平展開に向けた効果分析等を行っていくなど、目に見える形での水平展開が始まっている。</p> <p>こうした活動を通じて、機構のプレゼンス向上や事業組成に向けた契機づくり、CM方式等効率的な事業執行システムの検討支援、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で規定される多様な入札契約方式の浸透などに貢献している。</p> <p>このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和 2 年 3 月に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、令和 2 年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、各事業の工程を「見える化」することによって、隘路となっていた課題が解決に向かい、事業が円滑に進捗し始めたことから、令和 3 年度も継続した支援を要請された。</p> <p>機構の東日本大震災における復興支援等での経験や実績が評価され、機構が地方公共団体からの委託に基づき防災集団移転促進事業を支援、実施が可能になる関連法の改正が閣議決定されるなど、機構への災害対応に関する信頼が更に高まっている。</p> <p>このように、機構の最優先業務を着実に実施したことを踏まえ、A 評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

【整備事例】

令和2年度に事業完了した地区	南気仙沼地区（宮城県気仙沼市）、志津川地区（宮城県南三陸町）、女川町中心部地区（宮城県女川町）
令和2年度に宅地の引渡しが完了した地区	今泉地区（岩手県陸前高田市）高田地区（岩手県陸前高田市）
令和2年度にまちびらき等を行った地区等	南気仙沼地区竣工式（宮城県気仙沼市）、南三陸町震災復興祈念公園全体開園式（宮城県南三陸町）

宮城県からの要請により令和2年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始した。また、石巻市において令和2年度内事業完了に向けた実務作業の整理や年度内事業完了が困難な地区の見極めのための資料作成を実施し、市の事業完了に向けた施策を支援した。

また、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えることを機に、機構ホームページにおける特設ページの開設、各震災復興支援本部（岩手、宮城、福島）におけるメディア向け説明会の開催等により情報発信を強化するとともに、「東日本震災復興支援事業記録集」の発刊、各種フォーラム等における国や自治体向けの講演等の実施により、復興支援を通じて機構が培ったノウハウの普及展開に努めた。

				<p>③ 災害公営住宅整備</p> <p>岩手県から建設要請を受け、令和2年1月に建設工事に着手した災害公営住宅（1地区、99戸）について、住宅だけでなく、コミュニティ形成支援のための施設の整備も行い、令和3年1月に引渡しを行った。これにより、全ての災害公営住宅（86地区5,932戸）の引渡しが完了した。</p> <p>また、入居前に住民間の交流を促すための表札作り等のワークショップを開催するなど、居住予定者のコミュニティ形成にも力を注いだ。</p> <p>④ CM方式の活用等</p> <p>平成24年度に復興市街地整備事業において導入開始したCM方式については、令和2年度においては全地区で宅地整備が完了した。</p> <p>また、市町・機構・CMR（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりに必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。</p> <p>また、CM方式に関する他機関からの問合せが多数寄せられており、土木学会での事例紹介や機構ホームページでの効果分析報告書公表等を行い、詳細説明や意見交換を行っている。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

無し